

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定/トピックス

中央会の主な事業等活動予定（10月）

P.4 特集 ～経営のヒント～

経営革新計画のすすめ

P.6 全国先進組合事例

「じも旅京都を活性化し組合員のコロナ後のリスタートを図る」（京都府旅行業協同組合）

P.7 組合Q&A／組合士問題にチャレンジ

役員の任期延長規定について 他／組合士問題にチャレンジ

P.8 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（8月期）

P.10 中央会だより

千葉県商工労働部長へ要望書を提出 他

P.11 ご案内

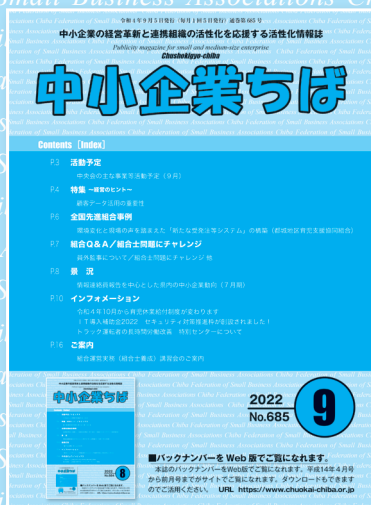
次世代育成支援対策推進センター（千葉県中小企業団体中央会）からのお知らせ

P.12 インフォメーション

業務改善助成金（通常コース）のご案内

労使紛争の解決には、労働委員会の相談やあっせん制度をご利用になれます

千葉県最低賃金改正のお知らせ（千葉労働局）



2022
No.686

10

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（10月）

令和4年9月15日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
----	----	-----	------

■ 中小企業連携組織対策事業

10/4	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県自動車整備商工組合	工業連携支援部
		組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会①（制度・会計）	経営支援部
10/5	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県塗装工業協同組合	商業連携支援部
10/6	木	連携組織活性化研究会 対象：東葛中部地区葬祭業協同組合	
10/7	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
10/11	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：野田工業団地協同組合	
		連携組織活性化研究会 対象：国際テクノ協同組合	経営支援部
10/12	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県鍍金工業組合	工業連携支援部
10/13	木	連携組織活性化研究会 対象：柏市工業団地協同組合	
		組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会②（運営・制度）	経営支援部
10/18	火	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会③（運営・会計）	
10/27	木	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会④（制度・運営）	

■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業

10/12	水	ふさの国 商い未来塾（第6回）	商業連携支援部
-------	---	------------------------	---------

■ 団体等支援事業

10/13	木	千葉県異業種交流融合化協議会 広域交流会	工業連携支援部
-------	---	-----------------------------	---------

組合員企業等の経営革新支援

「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画（新事業のビジネスプラン）の承認を受けることにより、組合員企業の信用力が向上するとともに、経営目標の明確化や社員意識変革等につながることを期待されます。

変化の激しい経済環境に即応できる「筋肉質な企業」になるためのきっかけとして、経営革新支援制度を是非ご活用下さい。

経営革新計画の策定に係るご相談は、本会経営支援部（☎ 043-306-3282）までお願いいたします。

経営のムント

経営革新計画のすすめ

経営革新って何？

経営革新とは「事業者が新事業活動を行うことによって、その経営の程度を相当程度の向上を図る事」であり、それを具体的な計画に落とし込んだものが経営革新計画となります。毎年、同じ営業・生産を繰り返すのではなく、企業を取り囲む環境変化などに対応して経営のスタイルを変えていくことが経営革新です。つまり、①具体的な商品や計画があるが、どう展開してよいか分からない②新たな事業を始め、企業規模を大きくしたい③自社の体質改善をしたい場合などに、経営革新への取り組みを行うものです。

経営革新のメリット

- 実施することで以下のようなメリットがあります。
- ①事業計画（ビジネスプラン）を作成し、計画的な経営ができます。
- ②社内及び取引先（ステークホル

ダー）に取組を簡潔に説明できます。③中小企業等経営強化法に基づいた県の承認です。④社長のノウハウや経験を後継者や社員に伝えていく「しくみ」ができます。⑤事業や会社の停滞感を打破できます。⑥会社や事業についての外部評価を聞くことができます。（税理士等に普段相談しているが）セカンドオピニオンが聞けます。

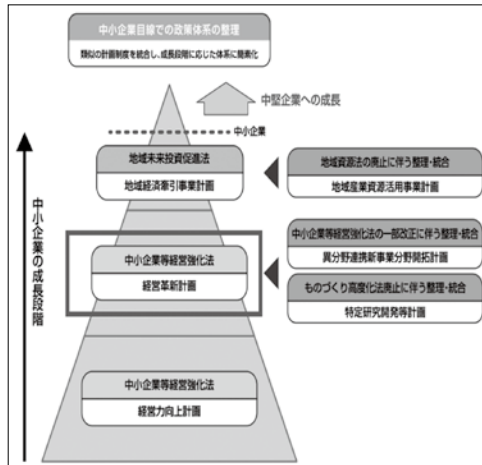
経営革新計画とは何か？

そのために、前提となる中小企業等経営強化法を知っておく必要があります。中小企業等経営強化法では、「経営革新計画」「経営力向上計画」等を規定し、中小企業の生産性向上等を図るための様々な取組を支援しています。

令和2年10月1日に施行された「中小企業成長促進法」※において、中小企業等経営強化法に基づく、新たな事業活動に取り組む「経営革新計画」、基礎体力をつける「経営力向上計画」、地域未来投資促進法に基づく、地域全体の活力向上を目指す「地域経済牽引事業計画」をベースに、生産性向上に向けた取組みを支援する計画制度が整理統合され、成長段階に応じた

体系に簡素化されました。

※「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第58号）



新事業活動とは

「新事業活動」とは、次の5つの「新たな取り組み」をいいます。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の活用その他の新たな事業

（中小企業等経営強化法第2条第7項）

（具体的事例）

① 新商品の開発又は生産	・建設業者が、産業廃棄物である下水汚泥などを甘味料としても知られる植物を用いて処理し、新たに肥料を生産・販売する。 ・業務用の大型で強力な空気清浄機を製造していた企業が、きれいな空気に対するニーズの高まりを受けて、小型化に挑戦し、一般家庭用の小型で強力な空気清浄機を開発する。	③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入	・金属加工業者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験データを蓄積することにより、コンピュータを利用して、熱加工による変化を予測できるシステムを構築する。それにより、実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を図る。
② 新役務の開発又は提供	・美容室が高齢者や身体の不自由な方など、自分で美容室に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付けなどのサービスを行う。 ・老舗の旅館が、空室を日帰り客向けのリラクゼーションルームとして改裝し、新しいサービス事業を行う。それにより昼間の時間帯の増収を図るとともに、そこから新規宿泊客の拡大に結びつける。	④ 役務の新たな提供の方式の導入	・不動産管理会社が、企業の空家となった社員寮を一括借り上げして、それを高齢者向けに改裝し、介護サービス、給食サービスを付加して、高級賃貸高齢者住宅として賃貸する。
		⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の活用その他の新たな事業活動	・これまで加工が困難とされてきた新素材の大量加工に関する研究を行い、研究成果として得られた加工技術・ノウハウを自社の製造ラインで活用する。 ・介護用ロボットの利便性向上を図るための研究開発と実証実験を行い、その成果を元に介護ロボットを開発し、自社の事業に活用する。

「新たな事業活動」とは個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社に置いて採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となります。ただし、①業種毎に同業の中小企業の当該技術等の導入状況②地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については、承認対象外となります。

経営の相当程度の向上

次の2つの指標において、計画期間に応じた目標「伸び率」を達成することが必要です。

①計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかを選択することができます。

②数値目標

経営革新計画の承認を受けるためには、計画終了時におけるそれぞれの指標の「伸び率」がポイントとなります。それぞれの事業期間終了時における経営指標の目標伸び率は、次のとおりです。

	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
事業期間が3年の場合	9%以上	4.5%以上
事業期間が4年の場合	12%以上	6%以上
事業期間が5年の場合	15%以上	7.5%以上

(注)「年率3%以上の伸び率」(注)「年率1.5%以上の伸び率」

①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

$$\text{一人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$$

②給与支給総額

$$\text{給与支給総額} = \text{役員報酬} + \text{給料} + \text{賃金} + \text{賞与} + \text{各種手当}$$

注:「各種手当」には、残業手当、休日手当、家族(扶養)手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含まれません。

主たる事業を営んでいる業種	資本基準(資本の額又は出資の総額)	従業員基準(常時使用する従業員の数)
(1) 製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下
(3) サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
(4) 小売業	5千万円以下	50人以下

特定事業者として経営革新計画の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

(注) 1. 企業組合、協業組合は特定事業者として該当しますが、経営革新計画の対象となります。
2. 一般社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第7号までの特定事業者であるものについては、経営革新計画の対象となります。(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

「経営目標の設定の意義」は、事業者が経営向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力をしていただくことが狙いです。

経営革新計画の対象事業者

対象事業者は、中小企業新事業活動促進法の中小企業者の定義に該当し、決算を1期以上行っていることが必要条件となります。

承認を受けることでの支援内容

経営革新計画が承認されると、大きく分けて以下の3つのメリットがあります。①日本政策金融公庫の低金利融資、普通保証、無担保保証の別枠設定、貸付限度額引き上げなど特例を受けることができるなど保証・融資などで優遇を受けられます。②承認を受けることで申し込みが可能となる補助事業や、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、経営革新計画の承認を受けていれば、審査の際の加点対象になるなど補助金獲得で優遇されます。③販路開拓コーディネーター事業を受けることができたり、新価値創造展(中小企業総合展)へ出展できたり、新たな販路を開拓できます。

申請から承認までの流れ

千葉県の経営革新計画の承認までの流れは、以下のようになります。

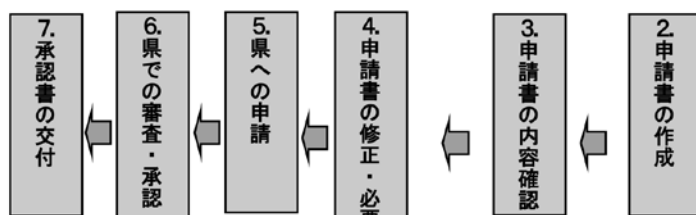
1. 認定支援機関への相談

ご検討の方は、千葉県中小企業団体中央会にご相談ください。

経営革新計画による企業成長

企業が持続的な成長を実現するためには、経営環境の変化に際して、新しい事業領域に挑戦することも求められます。コロナ後の成長戦略を描くため、経営革新計画の策定をご検討ください。

(鳥居コンサルティング株式会社 代表取締役 鳥居 俊夫)



※県への申請の翌月末承認となります

※県への申請の翌々月上旬の交付となります

(3~4の所要時間の目安: 1~2か月)

作成した申請書、セルフチェックシート及び直近期末の決算書を、メールにて県担当者へ送信。県担当者が内容確認後、疑問点・修正点を指示します。

「じも旅京都」を活性化し組合員のコロナ後のリスタートを図る

京都府旅行業協同組合

「チームじも旅京都」を立ち上げ、徹底的にWEBマーケティングを活用し、組合と外部機関とのコラボレーションによるプラン立案と実行による組合員事業の活性化

背景·目的

行政、公的支援機関などの協力を得てキックオフした「じも旅京都」であつたが、残念ながら過去の実績は芳しくなかつた。10月以降全国的に緊急事態宣言が解除された中で、いち早くリスタートのためのキックオフを開始した。外部からの知恵を入れ、組合員の経験とノウハウを加味した、京都府民が「じも旅京都」で紹介したスポットを訪れてみたいと思わせるプランにブラッシュアップする。

取組みの手法と内容

従来通り組合が中心となり本プロジェクトを推進するが、過去の反省に立ち加速させる仕掛けを考え

ないといけない。推進役を担う

「チームじも旅京都」を編成する。組合理事、事務局と外部から委嘱したスタッフとの混成チームで、P D C Aサイクルを回す組織を作る。

版、印刷、広告など」の企業から選抜したチームでブレーンストーミングを繰り返して、プランを一定期間内に練り上げる。「こんなことができたらいいな」というコンセプトを中心に、過去の常識に縛られることなく、自由な発想でアイデア出しを行う。一切の否定的な意見は封印し、とにかく「面白い」という案を際限なく出し続ける。その中から20件くらいのプランに集約し、実行可能な内容にまで詰める。

広告宣伝活用は重要であり、府民に周知徹底するために何が必要かをリストアップする。通常のメディアでの露出はあまり効果が期待できないので、WEBマーケティング

ングを徹底的に活用する。

過去に体験した利用者からの積極的な発信を委嘱し、一部紙媒体も活用する。スマートフォンから簡単に検索できるサイトへの導入が大事

である。キーワードを選定し、リスティング広告の予算を決めて実行する。サイト内のリンクを張り、毎週組合ブログでキーワードを決めて発信する。動画のYouTubeも効果があると思われるので、参加者の中で投稿者を予め募り、プランが終了した時点で速やかにアップする。

成果とその要因

多くのプランを全部成功させることを考えない。20のプランのうち、目玉になるプランを徹底的に売り込む。地元メディアに協力を依頼し、TV、ラジオ、新聞媒体など、あらゆる広告物に無料のパブリシ



しも旅京都の新聞掲載記事

京都府旅行業協同組合

住所：〒600-8009

京都府京都市下京区四條通室町
東入函谷鉾町78番地
京都経済センター4階

設 立：昭和58年4月

出資金：10,200千円

U R L : <https://kyoto-tabi.or.jp/>

業種：旅行業

組合員：52人

ティを行い、露出を促進する。関西系のTV番組で取り上げられれば効果は大きい。話題になるプランをとりあえず1つ立ち上げることである。

組合Q&A

役員の任期延長規定について

【Q】通常総会の日が役員の任期を超えて開催されることがありますが、役員の任期が切れることのないようにするには、どうしたら良いのでしょうか？

【A】定款に、残任義務に関する規定を設けておくことが望めます。

通常総会が理事の任期を超えて開催されることがあるため、中協法第36条第4項は「任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結時まで延長することを妨げない。」と規定しています。定款にこの規定を設けることにより、通常総会の日が年度によって異なるのに応じて理事の任期が短縮または延長され、常に通常総会に終結の時をもって任期が終了することとなります。

また、理事の任期について、中協法第36条第1項では、「理事の任期は、2年以内において定款の定める期間とする。」と規定していますので、2年以内の任期を定款で定めるとともに、この任期延長規定を設けることにより、通常総会開催前に理事の任期が切れるこ

とを避けることができます。これにより、決算関係書類の承認に当たって、決算当時の理事に現任者として説明の任に当たらせることができ、より適正な組合運営が期待されます。

なお、任期満了または辞任によって退任した組合の役員が新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有することとされていますが（中協法第36条の2）、これは「退任した」役員の残任を義務づけた規定であって、役員の任期自体を延長させるものではありません。

理事会議事録の補遺について

【Q】当組合では、事務局職員の退職金を支出すること及びその金額を理事会で決議をしたのですが、理事会議事録では退職金を支出することの記載にとどめ、金額に関する記載を省略しました。

この場合、実際のところは議決を行っているのですから、当日の出席者全員の同意により、議事録を後から補うことができるのでしょうか？

【A】議事録を後から補うことについては、出席者全員の同意があれば

ばできるものと解されます。

また、理事会の議事録について、主務省令で定めるところにより議事録が作成されない場合、出席した理事及び監事には、中協法第115条第10号の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

◎組合質疑応答集より転載

組合士問題にチャレンジ

次に掲げた各文章について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けてください。

1. 通常総会を開催したところ、議案審議が紛糾したことから続行の決議を行った。総会を閉会しなかったため改めて総会の招集手続きを行わなかった。
2. 組合員の総数が200名以下となつたので総代会に代えて総会を招集した。
3. 卸売業を組合員資格とする協同組合で、組合員が希望する製品が市場になかったことから組合ブランドの製品の製造を検討した。
4. 総会の議場で、役員の選挙を指名推選で行いたい旨の提案をしたところ、出席者の3分の2の賛同が得られたので指名推選の方法で役員選挙を行った。

5. 組合の定款・規約は、内部の規則であることから、組合の取引先からの閲覧請求を拒否した。

6. 組合員から事業年度途中で自由脱退の申し出があったが、事業年度末まで事業を利用できる権利があるので、賦課金の減額は行わなかった。

7. 組合員の加入があり、出資総口数と払込済出資総額が増加したが、年度内に今後とも加入が見込まれることから、変更登記は事業年度終了後に行うこととした。

8. 通常総会で組合の理事長（代表理事）が再選されたが、同一人が理事長（代表理事）であることから代表理事の変更の登記は行わなかった。

9. 組合員から資金繰りのために組合に対する持分の買取り請求があつたので、これに応じた。

10. 法人税法上の帳簿保存期間である9年が経過したので組合の会計帳簿を破棄した。

解答：1. ○、2. ○、3. ○、4. ×、5. ×、6. ○、7. ○、8. ×、9. ×、10. ×

◎平成29年度中小企業組合検定試験（組合運営）第3問より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和4年8月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不变」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不变」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は4から3に減少。「減少した」業種は9から10に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から10に増加。「減少した」業種は14から7に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は4から3に減少。「悪化した」業種は12から13に増加。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は6から8に増加。「減少した」業種は7のまま変化なし。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は9のまま変化なし。「減少した」業種は13から14に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は8から6に減少。「悪化した」業種は15のまま変化なし。

製造業

■しょう油・食用アミノ酸製造【県内全域】

政府のインフレ対策である目玉のガソリンの補助金制度と国が管理している外麦の価格に注視している。(外麦については9月上旬に決定発表の予定である。)

■パン・菓子製造【県内全域】

原材料の値上げに伴い商品価格の値上げをしたが、売上に変化はなかった。値上げをいくらしに、売れるかどうか心配の向きがある。

■酒類製造【県内全域】

前月比△18%、前年同月比+10%。6月の売上がコロナ禍の前(令和元年度)と比較しても5%増と売上回復したことにより、前年比増加するも前年同月比減少。(7月分報告) また、10月1日(土)に東京ベイ幕張にて「千葉の酒フェスタ2022」を開催。

■製材【木更津】

新規の入港はなく、在庫は減少傾向。

■印刷【県内全域】

8月は休みが多いこともあり、前月に対して少しずつ悪化しているようである。また、県内では仕事の内容や部数など減少しており、全国的にも倒産する会社が出ている。

電気めっき

【県内全域】

8月の悪化は営業日数日の減少による。材料費、外注費、電気代、重油代等の値上り傾向や円安への為替動向等は継続して注視している。

■鉄工

【千葉】

引き続き部材の仕入価格が高騰、燃料費も上昇し、価格転嫁が進んでいないことから収益状況は悪化している。新型コロナウイルス感染者の高止まりで営業活動にも支障が出ており経営環境は厳しい。

■機械部品製造

【野田】

夏季休暇があったため、稼働日数減少で前月比売上減だが、暑さもあり、前年同月比は売上増となった。全体的には中国の生産、物流の遅れによる影響が大きく、パツとしない。

■機械部品製造

【流山】

原材料、資材、電気代等の高騰により製造コストが増加し厳しい状況である。雇用についても、人が集まらず、労働力が不足している。

■機械部品製造

【柏】

前月同様、半導体及び電子部品不足により停滞したため、受注減となった。そのため、原材料の高

騰が利益を圧迫。電力費高騰により、営業利益が減少。また、サプライチェーンの問題は製造業全体の大変革につながる要素になる。グリーン（環境問題）の開発依頼が増えている。

■金属製品

【船橋】

8月後半に部品調達に支障が発生し、生産がダウンした。

■採石

【県内全域】

大きな仕事はしばらくなく、今月は前月を上回ったが、前年同月比では下回り前年比53%となり、今後の新海面処分場工事や新本牧埠頭建設工事に期待する。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県、東京都】

新型コロナウイルスの影響が落ち着いてきたなかで、ロシアのウクライナ侵攻問題が発生した影響で仕入価格や物流費が上昇しており、改めて急激に景況感が悪化している。

また、原油価格の上昇による仕入価格の上昇を販売価格に完全に転嫁できない状況となっており、取引条件が合わない取引先とは取引解消となる場合も出てきている。

■医薬品卸売

【県内全域】

8月の実働日数は前年より1日多い22日であった。コロナ禍では

あるが、患者受診動向に大きな変動はなく、受診抑制も起きていない。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、検査キット、治療薬の注文が増えている。コロナ禍により各メーカーや卸MS（医薬情報担当者）は、WEBによる講演会や説明会が中心の医療情報活動を行っている。

■青果卸売

【千葉】

猛暑が続く、天候の影響で市況は高値の商材もあるが、概ね安定している。夏休みやお盆商戦等があったが、依然として、売上が芳しくない状況が続いている。

■食肉卸売

【成田市他】

内臓販売、とりわけ、もつの販売数量の動きが鈍い。秋から冬にかけて需要が伸びる商材なので、8月に動きが鈍くなるのは想定内。新型コロナウイルス禍においても豚の食肉需要は旺盛。

■小売

【柏】

行動制限はなかったが、感染者数が多かったため、来客者数が減少した。また、秋のキャンペーンは中止となったが、年末キャンペーンは開催予定。

■電気機器小売

【県内全域】

メーカー会との接触が無いので

全体の様子がわからないが、そこそこだと思う。

■青果小売

【千葉】

行動制限がない夏休み期間であったため、期待していたが結果は個人消費が伸びず、前年を3ヶ月連続割り込んだ。コロナウイルスの収束が見えず、この秋も不安な状況である。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

新車メーカーの新車登録（7月末）が11か月連続で対前年を下回った。半導体、コロナ禍からくる生産の遅れによる納車の遅れが回復するまで、景況の回復を待たなくてはならない状況が続くと考えられる。

■小売

【東金】

消費行動が回復せず。昨対では、若干良いが、コロナ前との比較では下回っている。商品価格が上昇傾向、仕入値が上がってきている。商品価格上昇等があり顧客の買物に影響出ている。コロナ対応で、小規模セールでの展開が続けている。

■商店街

【千葉市】

売上額は、対前月比81%と大幅に減少するも、対前年同月比では125.9%と好転している。8

月後半に入り、婦人小物販売店が閉店。一方、11月に新たな飲食店の出店が見込まれる。サマーセールでの賞品計100万円分のお買物・お食事券の利用は順調に推移している。9月にはオータムフェア、10月にはグルメフェアの開催を予定しているが、抽選会は接触機会の減少に配慮し、事務局での抽選後、当選賞品は郵送にて対応予定。

■一般廃棄物処理業

【千葉】

コロナウイルスの感染等により、業務の継続が再優先の厳しい状況にある組合員もいたが、業界全体で見ると、前月、前年同月と比べると、良い結果になったと思う。

■警備業

【県内全域】

長岡花火大会開催のため、前年同月に比べ、売上を伸ばすことができた。また、イベントの自粛モードも和らぎ、業界として活気を取り戻しつつある。

■ソフトウェア

【県内全域】

前月と変わる材料が出てこない。従業員の給与を引き上げたいところであるが苦慮している。

■水道管工事

【県内全域】

材料価格が高騰している。

千葉県商工労働部長へ 要望書を提出

本会は9月2日に千葉県庁を訪
問し、県の令和5年度予算編成に
向けた要望書の提出を行った。

例年行われている「中央会と県
との意見情報交換会」は、今年度
も新型コロナウイルス感染拡大防
止のため断念をし、参加者を最小
限とした上、内容も「中央会から
県への要望」に絞った形で行われ
た。参加者は、本会からは平会長
以下4名。県は野村商工労働部長



要望書を手取る野村商工労働部長（右）と平会長（左）

まず、平会長から、あいさつに
引き続き県に対する3項目の要望
を行った。具体的には、県庁の地
域振興事務所に産業振興の専門人
材を常駐し、広域的な農工商観光
等の中小企業者と行政等との調整
機能の強化、経営革新計画の実現
性を強化するため、承認企業に対
する支援の拡充、本会の体制強化
及び時代のニーズに対応した施策
推進のための事業費部分の充実な
ど、中小企業連携組織対策事業費
補助金の拡充等である。



平会長から要望内容を説明

令和4年度 第2回正副会長会議 開催

本会は9月2日、千葉市内にお
いて、令和4年度 第2回正副会
長会議を開催した。

当日は、令和4年度の事業進捗
状況、中小企業団体千葉県新春交
流会の開催可否等について検討が
行われ、その結果、例年開催して
いる新春交流会については、来年
1月20日に開催を予定している。
（本件については、中小企業ちば11
月号に同封する予定。）



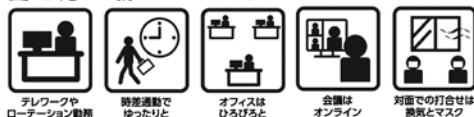
事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進
期間」です。年次有給休暇を取得
しやすい環境づくりに取り組みま
しょう。

現在新型コロナウイルス感染症
対策として実践している、新しい
働き方・休み方をこれからも続け
ていくためには、計画的な業務運
営や休暇の分散化にも資する年次
有給休暇の計画的付与制度や、労
働者の様々な事情に応じた柔軟な
働き方・休み方に資する時間単位
の年次有給休暇制度の導入が効果
的です。

詳しくは、千葉労働局雇用環境・
均等室にお問い合わせください。

働き方の新しいスタイル



10月は「年次有給休暇取得
促進期間」です。

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

会員組合構成員事業主の皆様へ

次世代育成支援対策推進センター(千葉県中央会)からのお知らせ

千葉県中小企業団体中央会は、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画の策定・実施における雇用環境の整備などについての相談を承っております。

*次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、平成 17 年に定められた法律です。この法律に基づき、県・市町村は行動計画を策定していますが、更に、企業においても「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。

*一般事業主行動計画

常時雇用する従業員が 101 人以上の企業は、行動計画を策定し、労働局への届出、公表・周知をしなければなりません。従業員が 100 人以下の企業は努力義務です。

一般事業主行動計画は、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備、さまざまな従業員の労働条件の整備などに取り組む企業が、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策・実施時期を定める計画（A 4 一枚程度）です。

*くるみん認定の取得

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するほか、一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として、労働局（厚生労働省）から「くるみん認定」を受けることができます。

くるみん認定を受けると

ワークアンドバランスを重視する若年層が増加していることから、従業員募集に際して有利に働くほか、

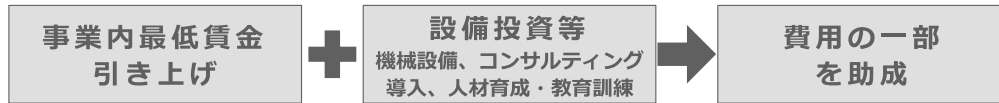
- 公共調達（総合評価落札方式、規格競争による調達）において加点評価されます。
- 労働者の子育て支援に積極的に取り組む企業に対して、内閣府が助成制度を創設しました（50 万円／企業）。
- 行動計画策定義務のない企業（従業員 100 人以下）やくるみん認定企業が一定の要件を満たした場合、（株）日本政策金融公庫から有利な貸付けを受けることができます。

問合せは本会経営支援部 能美（推進員）または 渡邊まで（☎ 043-306-3282）

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます

新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

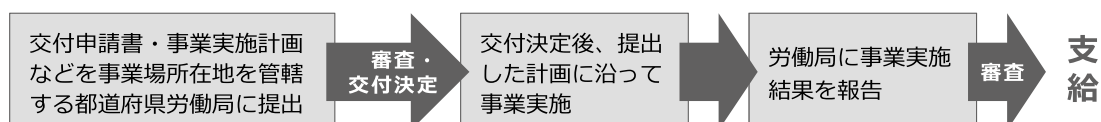
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です



(R4.9.1)

中小企業の皆さまへ

労使紛争の解決に、労働委員会の相談や あっせん制度をご利用になれます

労働組合から団体交渉を求められた場合、正当な理由なく拒むことは法律上禁止されていますが、団体交渉の経験のない中小企業が、個々の労働者の労働条件をめぐって、悩まれるケースが増えています。



お困りですか？労働委員会に相談してみてもいいですか

- 労働組合から団体交渉を求められたが、対応した経験がない。
- 団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の手順も分からない。
- 雇い止めやパワハラ被害といった個別事案について団体交渉を求められている。

労働委員会のあっせん制度

- 労働委員会では、団体交渉に行き詰まった場合、労使紛争を円滑に解決するため両者の間に入って調整する、「あっせん」などを行っています。
- 「あっせん」は、多くは公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社の人事・労務担当役員など）の三者構成のあっせん員により行われており、労働組合からだけでなく使用者からの申請もできます。
- 「あっせん」は、あっせん員が、使用者と労働組合それぞれの主張を聞き、争点を明らかにして譲歩を促したり、必要な場合は公正・中立な解決策を提示し、問題解決に結びつけるものです。
- 「あっせん」申請を行っても、必ずしも解決策に合意しなければならないものではありません。

労働委員会とは

労働委員会は労使間のトラブルを解決するための行政機関で、法律によって都道府県に設けられた都道府県労働委員会と、厚生労働省の外局の中央労働委員会があります。都道府県労働委員会は都道府県内の労使紛争を、中央労働委員会は都道府県にまたがる労使紛争などを扱います。

労働委員会が行うあっせんの特徴

- 労働問題について専門知識や経験をもつ公労使の3つの立場の委員がいます。使用者委員は、会社の主張を伺って、各委員と協力して労使の合意形成をサポートします。
- あっせんに参加することにより問題の解決につながるとともに、実際の交渉を通して、労働法や団体交渉のノウハウも学べます。
- 第三者である労働委員会の委員が関与することで、当事者は冷静な判断ができるようになり、使用者と労働組合の信頼関係の構築・維持にも役立ちます。
- あっせんは**原則非公開**です。
- あっせん申請は**無料**です。

個別的労働紛争の解決のお手伝いもしています

労働委員会では三者構成を活かして、労働組合との紛争だけでなく、個別の労働者との紛争も取り扱っています。（※東京、兵庫、福岡を除く）

お問い合わせ先

[中央労働委員会]

電話番号：03(5403)2111

[（都道府県）労働委員会]

■ 別添所在地一覧

■ 中央労働委員会Webサイト



千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容などについて

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和4年10月1日から
時間額 984円
(従来の953円から31円引上げ)

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。
仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。
その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例：月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

- ・ 日給 7,600 円（1日の所定労働時間 8 時間 00 分）
 $7,600 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} = 950 \text{ 円}$
- ・ これに加え職能手当が月額 20,000 円（1年間における1か月平均所定労働時間数 160 時間）
 $20,000 \text{ 円} \div 160 \text{ 時間} = 125 \text{ 円}$
- ・ $950 \text{ 円} + 125 \text{ 円} = 1,075 \text{ 円}$ ←千葉県最低賃金 984 円以上であるので OK

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 事業場内の最低賃金を引き上げ生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金があります。
令和4年9月1日より制度が拡充され、より利用しやすくなりました。
(照会先：千葉労働局雇用環境・均等室 ☎043-306-1860)

詳しくは厚生労働省 HP を
ご覧ください

業務改善助成金

で検索！



お気軽にお問い合わせください



最低賃金制度のマスコット チェックマン

- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、業務改善助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。
(照会先：千葉働き方改革推進支援センター ☎0120-174-864)

【お問い合わせ先】

最低賃金の詳しい内容につきましては**千葉労働局労働基準部賃金室**（☎043-221-2328）
または**最寄りの労働基準監督署**にお問い合わせください。